

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十二第

行發日一月二年二和昭

論 叢

印紙稅廢止論 教授 法學博士 神戸 正雄

生物の美的進化 教授 理學士 川村多實二

露西亞の新經濟政策と農業 教授 法學博士 河田 嗣郎

說 苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治

英國勞働黨の銀行國有論 助教授 經濟學士 谷口 吉彦

物價指數の意味 講師 經濟學士 蛭川 虎三

雜 錄

町人の財力と士農兩階級 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

Populationistikにつきて 教授 法學博士 財部 靜治

英吉利の國際海運收入 教授 經濟學博士 小島昌太郎

獨逸帝國銀行の發券制度 助教授 法學士 沙見 三郎

法 令

健康保險特別會計規則・健康保險法施行規則

露西亞の新經濟政策と農業 (一)

河田 嗣 郎

一 新經濟政策から新々經濟政策へ

露西亞の農業状態については、私は曾て本誌上に紹介したことがあつた。¹⁾併しそれは主として共產主義的革命が行はれてから、一九二一年に新經濟政策の樹てられるに至るまでの數年間の改革と之に伴ふ状態の變遷とを叙したのであつた。今日となつては更に其後に於ける事情の變化を知ることに必要なものがあるが故に、茲に又一九二一年より二五年に至る期間に表はれたる新たな現象に就いて概様を窺つて見たいと思ふ。材料は主に Prof. B. Brutzkus の新著に據り尙他に二三の著書を引用する次第である。

一九二一年に於ける新經濟政策は (novaja ekonomiceskaja politika = NEP) 革命後の經驗に鑑み、所謂戦時共產主義を捨て、社會主義的建設を漸進的に行はんとするものであつて、農業に關しては、小農主義を頑強に固持せんとする露西亞の農民の中にマルクス主義に據つて考へられるやう

- 1) 本誌第十五卷第六號及拙著『農業社會主義と組合社會主義』所載『勞農露國の農業』
- 2) Agrarentwicklung und Agrarrevolution in Russland (Quellen und Studien, Abteilung Wirtschaft, Neue Folge Heft 2 Berlin 1926)

な共同の大規模生産組織を造り上げんとしても、とても實現され得べからざるを見て、一先づ所謂國家的資本主義へ退却して、其所から改めて徐々に前進せん爲めに、レーニン及彼れの幕僚の英斷に依て行はれるに至つたものである。そしてこの新經濟政策は固より社會經濟一般に涉つてのものであるが、その行はれるに至つたのは、主として農民の壓迫により餘儀なくされたるが爲めなるを忘れてはならぬ。

新經濟政策が行はれるやうになつてからは、農民は従前のやうに其の生産物の餘剰は全部これを國家に提供しなくともよいことになり、たゞ其一部分を提供すれば足れり、其の給付の高は耕作面積、收穫量、家族の人員其他の標準に依て定められることになつた。従てその生産物徴收といふことは、社會主義的な意味に於ける社會に對する直接給付ではなくなつて、一種の實物租税たる性質を有することになつたのだ。農民は自家消費に充てる以上の生産物餘剰から其一部分は右のやうに租税的に國家に納入するけれども、殘餘の部分は自由に處分するを得ることになり、私的な商業も許されるに至つたのである。即ちこれが爲めに所謂市場なるものも復活するに至り、一時全然否認せられた貨幣も復た認められてそれに依る賣買が許されることになつたのである。そして此の政策上に於ける變化は、その根本的な意味に於ては共產主義制の拋棄と資本主義制への部分的復歸とを實證するものであるが、その實際上の影響は實に強大であつた。これが

爲めに農業經濟は俄かに活氣を呈するに至り、國民食糧供給に苦んだ既往數年の困難は一九二二年度の收穫の爲される頃には大體過去つてしまふことになつた。

經濟政策上のこの大轉換が國營化されたる大工業方面に及ぼしたる影響は更に大なるものであつた。元來大工業の成績の如何は社會主義に對しては最も重要な問題たらざるを得ないから、今や商業と貨幣經濟との復活に依り、工業方面に活氣の溢るに至つた事實は、共產主義者に對して多大の印象を與へないではすまなかつた。その印象は二様に表はれたのであつて、一方には支配的地位に在る共產黨の經濟上の實力を増加せしめたと共に、他方には之が爲めに復た新たに私經濟の發達を來たしその中からブルジョアが生れて來て共產黨がその獨裁的地位を失ふやうなことになるはしないだらうかといふ恐れが懷かれるに至つたのである。そこで共產黨政府はこの新たなる基礎の上に社會主義を建設する方策を考へ、先づ主として國營化されたる大工業の實質的發展を圖ることとし、農業方面に於ては社會主義とは全然立場を異にする小農民主義の行はれるを暫く默許することに腹を極めたのである。けれども同時に共產黨は大工業の發達に依り聽ては農業の社會化をも實現するを得べき有力なる生産手段の造り出さるゝに至るべきを信じて居た。特に大いなる望を電化といふことに措いて居た。

併し農村に小農主義の建設せらるゝことは默認するにしても、其間からブルジョアが生れて來

て、其等が普通農民に對して權勢を振ふに至るやうなことがあつてはならぬ次第で、其れは都會に於てブルジョア階級の發生を恐れると同様に防止せられなければならない。即ち農民を平均することは最も必要とせられた。

革命に依て破壊されたる多くの産業殊に大工業の復興の爲めに資本の必要なることは、共產主義政府と雖もこれを認めないわけに行かなかつた。そこで第一の必要事はマルクスの所謂資本主義的集積 *die ursprüngliche kapitalistische Akkumulation* に倣つて社會主義的集積 *die ursprüngliche sozialistische Akkumulation* を行ふにありとせられ、然かもその資本集積の爲に必要な手段は私經濟が之を供給すべきもので、特に農民が之を供給すべきものとせられた。即ち農民は國營化せられたる工業の生産せる品物を比較的高價に買取らなければならぬやうに餘儀なくせられると同時に、農民自身の生産せるものは、國家に従屬せる機關の手に賣る外なく、その賣買に當つては價格は當該機關が一方的に之を定め得るものとせられた。そして其實行の爲には外國貿易の國家獨占が必要缺ぐべからざるものとなり、之に依て一方には國內産工業品の價格を維持すると同時に、農産物に對して外國市場の價格が影響を及ぼすことを防ぐ働が爲され、其働に依て内地産業品の價格は高く農産物の價格は安くせられる工夫が凝されたのである。

新經濟政策が斯くの如くにして私經濟の發達を助くるに至つたことに對しては、共產黨内部に

於て大いなる反對意見を抱くものあり、斯くては終に社會主義は根柢から覆され、又新たな私的な資本集積が初まつて、資本主義の復活となり、革命の事業は無意義に終る外はないから、今の中に斷然これを阻止しなければならぬとする主張が爲されるに至つた。即ち一九二二年の終期には既に其兆候を見ることが出来たが、其翌年の春に至つては、トロツキー其他に依て公然反對の烽が擧げられた。其年の末には共産黨内部に於てデモクラチックな傾向を主張するものとオリガーキーを支持する者との間に激烈な競争が爲されるやうになり、後者が勝利を占めはしたが、前者の主張を容れないわけには行かなかつた。茲に又共産主義的反動時代は生れることとなり、一九二四年の初に至つては新經濟政策に依る種々の施設は再び廢止せられる運命に會した。

この反動政策はその勢力を農業政策の方面にも及ぼしたるは言を俟たない所で、農村に於ては又極めて貧しき者どや、富裕なる者との間を階級的に分離する努力が爲され、謂ふ迄もなく後者は抑壓せられた。農民にして馬一匹多く求め少しく土地を廣く耕作しても直ちに搾取者 kulak と呼ばれて迫害せられるに至つた。そして小作の制限と雇傭労働使用の制限とは再び嚴重にせられることになつた。

然るにこの反動は一九二四年の秋には早くも行詰りとなり、其行詰りは共産主義と實狀に於ける貨幣經濟の進歩との衝突に依て齟齬されたと見られて居る。貨幣價値を部分的に安定せんとする

試は既に早く一九二二年の終期に表はれて來たのだが、一九二四年の春に至つては愈々貨幣制度は安定せられ、其事露西亞の社會的なる又經濟的なる新たな發展の爲めに甚大なる影響を及ぼさざるを得ず、共產主義的反動は之にぶつ突かつては行詰らざるを得なくなつてしまつたのである。貨幣價值の安定は交易經濟を擴張し、農民の多數は從來暫く交易經濟場裡から驅逐されて居たのだが、今や再び之に復歸するに至つた。そして政府は財政上及び經濟政策上の必要から却つて進んで私的な商業を促進せざるを得ざるに至り、之に依てのみ國家的産業を其不振の状態より救ひ得べしと信ぜざらんとするも能はざるに至つた。

斯くて一九二五年の春に及んでは、勞農露西亞の政策は又一變する氣運を迎へ、共產黨第十五回協議會とソヴェト露西亞社會主義聯邦 (USSR) の第三回ソヴェト大會とで新傾向は確定せられた。これを新々經濟政策 *Novy* と呼ぶのであつて、私經濟抑壓の爲めに向けられたる共產主義的反動政策は再び排除せられ、私的商業と手工業と家内工業との發達に對しては温和なる條件が認められ、富裕なる農民階級に對する壓迫は止められ、更に又農村に在つては小作と雇傭勞働とに依て農民經濟をや、資本主義的に造り上げることにも許されるに至つた。そしてスターリンやブハーリンの如き共產主義の指導者等は、農村に於ては階級戰爭の原理は適用せらるゝことなかるべしと公約するまでに立至つたのである。³⁾

3) Brutzkus, a. a. O. S. 179-192
Bukharin, The New Economic Policy of Soviet Russia (Lecture delivered on July 8th. 1921—The New Policies of Soviet Russia, p. 43-61)

二 新農業立法

革命政府に依て新經濟政策が樹てられると共に、經濟の凡有る方面に於て新面目が表はれるやうになつたことは右述の通りだが、農業經濟の方面に於ても、新たな事情の展開は、先づ新たな農業立法を必要とするに至つた。即ち一九二一年の經濟政策上の大轉換は、從來の私經濟否認の態度を革めて、私人經濟上の自由を或程度まで認むるに至つたのだから、農業方面に在つても、「勤勉なる農民の經濟上の創意を復活」せしむることが切に必要だとせられ、それが爲めには農民の土地利用の改善と安定とを計らねばならぬとせられるに至つた。この事情に適應して表はれたのが一九二二年五月二十二日の土地利用に關する法律であるが、次で同年十月三十日にはソヴェト露西亞社會主義聯邦の農業法典が編成せられ、後者は實に最も重要な立法事業とせられた。この新法典は形式上から見れば土地國有の原則を基礎とするものであつて、ソヴェト露西亞社會主義聯邦の領域内に在る土地、土地の包藏物、水流及森林の私的所有權は永久に廢止せられたる旨が其第一條に規定せられてある。又第二條には、ソヴェト露西亞社會主義聯邦の領域内にある凡有る土地は何人の所屬なるを問はず總べて勞農國家の所有である旨が定められた。又第三條は凡有る農地及び農業生産の爲に用ゐられ得べき凡有る土地は單一なる國家的土地基本

を構成するものにて、それは農業に關する人民委員會及その地方的機關に依て管理せらるべきものとすと定めた。

然しこの規定はたゞ單に土地の所有關係上に於ける社會化の原則を示すに過ぎないのであつて、土地實際の使用に關しては、法律は第十一條に於て、自己の勞働に依て之を使用する者の利用に委せられたる土地の上の權利は暫くの間何等の制限を受けない旨を規定して居るから、土地使用權は完全なる私權として認められることになつたのである。即ち自作農地の如きは、その所有こそ國家に屬すれ、之が自作的利用については自作者が完全なる權利を享受するを得るものである。

當時露西亞に在つては、土地所有の分配に關する問題が重要な問題であつた。農民の見る所では一九一八年に行はれたる分配は暫行的のもので、その終局的な分配の爲めには何等か國家的な土地整理の行はれるものと思はれ、その整理の行はれる迄は農民が有する地上の權利は取消され得るものと考へて居たのである。然るに新農業法典は一舉にして此の問題に解決を與へた。即ち自己の勞力に依り土地を利用することに關する一九二二年五月二十二日の法律の公布されたる日以後は、當時事實上に於て區 *Volost* 村落及他の農業團體により使用されて居た部分の土地は、永續的に此等の團體が自己の力に依り使用する土地と見られるものと定めた。(第百四十一條)そ

して其時期以後は區 Volost 及村落間に於ける土地分配の整理を行ふことなかるべしと爲した。
(第四百十二條)この規定は露西亞に於ける永年の問題に一應終局的な解答を與へたわけであつて、分配が現に既に適當に行はれたか否かに拘らず、兎も角現在の分配状態を以て終局的のもの
と見、國家は此上その分配の整理を行ふこと無かるべしとしたのだから、茲に甫めて農民は現状を以て安定せるものと見ることが出來、其占有する土地に對して投資も改良も行ふ氣になれる次第で、從來分配を暫行的のものとして、土地經營上に合理的な方法を採らなかつた態度を變ずるを得ることになつたのである。惟ふに此の立法は當時農産物の生産増加を行はしむる必要の切なるものあり、新經濟政策は又私經濟原則を認むるに至つた次第だから、此上彼此分配の公平不平を正すよりも早く農民の土地に對する權利を安定して、彼等をして安神して土地利用を十分に
する道を講せしむるを可とする所あるに依て行はれたものであらう。

とにかく斯くの如くにして露西亞の土地は名義上その所有は國家に屬するけれども實際の使用權は農民各自に屬し、一九二二年五月二十二日現在に於て村々に屬したる土地が其村に所屬する土地であるとせられ、農民は實際上自作地として所有地に近い權利ある土地の分配に與かり其權利が確定せられたわけである。併しその所有が國家に屬するが爲めに、農民の土地に關する權利は土地の處分に關しては大いに制限せられて居ることだけは免れない。即ち之を賣買したり、相

續したり、贈與したり、擔保に入れたりするを許さないのである。(第二十七條)

處分權上に於けるこの制限はあるが、併し土地利用に關しては全く農民の自由に委かされた。

即ちその作物や耕種方法等も農民の選ぶ所に從て自由に行はしめるものとせられたし、又土地を區や村落の共有的なものにして置いて地割的に分配を交替して使用せうども、又斯かる習慣のない所では各農家が永代借地的(實は殆んど永久所有地として)に使用せうども、そんなことには一切國家は干渉しないことにしてしまつたのである。從來革命政府は農業に於ける大規模經營の優越を信じ又共同作業を推奨して居たから、在來農地共有の習慣のある所では成るべく之を保存し、各個人が單獨に農業を行ふ爲めに共同團體を脱退するを阻止する方針を取つて居たのだが、今やその事をも斷念し、すべて農民の自由にまかせ大體は自然の成行に放任することにした。

次に又新立法の特色と見るべきは土地の小作と雇傭勞働の使用とを許すに至つたことである。

從來革命露西亞に於ては地主といふ遊惰にして搾取者たる階級を絶對に否認する所から、小作制度を認めないと同時に、勞働に關しては一切私的な雇傭制度を否認し農業に於ても他人を雇傭して勞働を爲さしめることを許さなかつたのだが、新經濟政策の下に方針の大變化の行はれると共に新農業法は小作と雇傭勞働とを絶對的には否認しないことになつた。固より此等は一定の制限の下に許されるのであつて、小作については、自作を行はんにも其時の實狀に於て之を行ふに足

るだけの自家労働力の備はつて居ない場合に限り許され、其期間は二耕作期間を越ゆべからざるものとせられた。そしてその小作は之を引受くる者に於て自家労働を以てその耕作經營を爲し得る範圍内の面積に限り許されるのである。雇傭労働に關しては他人を雇入るゝも之が爲め農家の經濟がその労働型態を變ずることなき場合詳言すれば雇ひ入れたる一家の人々は雇はれたる労働者と肩を並べて共に労働する場合に限り許されるのである。つまり小作は餘儀なき場合に限り又自作農業主義の根本原則を紊さざる限りに於て許され、雇傭労働は單純に雇主として労働を爲ないで他人の労働を搾取することに依て生きて行く人々の發生しない限りに於て許されることになつたのである。が併しどにかくこの兩者の許されるに至つたことは、共產主義治下に表はれたる事實としては最も注意すべき所たらざるを得ず、新經濟政策が共產主義から資本主義への退歩と謂はれる理由の一として數へらるゝを避け難きものである。

斯かる批評を被るべきことは覺悟し乍らも、勞農政府は事情の必要上止むを得ず土地使用上に於ける私的經濟の原則を承認せざるを得なかつた。そして新たなる立法に依てその私權の確定を爲さざるを得なかつた。蓋し斯く爲すことに依て農地の利用を一定の秩序の下に置き、その効果を十分に發揮せしむることが、露西亞の經濟一般を救濟し引いてはその新たなる進歩を爲さしむる爲めに必要だつたのである。即ち必要の前に理論的な立場を一步譲つたわけであつて、それは

又見様に依つては農民の信念と主張と要求との前に共產主義の讓歩の行はれたものとも謂へる。農民は元來土地が欲しかつたのである。やゝ平均せる状態の下に自家經濟が建設したかつたのである。彼等が共產主義的革命を支持したるは、土地の分配に與からんが爲め、土地を得たる以上は、その土地の上に私經濟を建設し自作農的個人主義化して來たのは、その本來の要求の表はれた次第で、此の素志は新經濟政策への轉換に依て初めて満足を見出し、茲に生産の増殖に向つての努力も表はれることになつた。新農業立法はこの農民の素志に答ふべく行はれたるものと見られるも亦避け難い所で、大體社會主義的な根本見地を支持しつゝ、時の必要に鑑みて私權と私人的創意とを認め、私的經濟の働き得べき自由の範圍を劃したものであつた。

然るに此の一九二二年の立法の行はれたる後露西亞には一時又共產主義的な反動時代が表はれたのであつたが、其の反動の波の平らぐと同時に再び又農業生産の増加を促すに足るべき立法の行はるゝを必要とするに至つた。耕地面積の増加を促す爲めには土地を小作に附することを許す範圍が更に大いに擴げられる必要があつた。又農用資本を有せず自己獨立の農事經營を爲し能はざる農民の爲めには雇傭勞働に有付き得べき機會の更に多くせられる必要があつた。この必要は一九二五年五月に催されたるソヴェト第三回大會議の認むる所となり、小作は十二年の期間迄延長するを許さねばならぬとせられた。雇傭勞働を容易にすることに關しては一九二五年四月二

十二日に暫行的な法令が布かれ、労働者は八時間以上労働する義務を負ふ契約をも結ぶを得るものとせられたが、右のソヴェト大會議の決議では小作の爲めに借用した土地の耕作についても雇傭労働を用ひ得るものとせられた。

總べて此等の現象は所謂戰時共產主義の行はんとせる所とは大に行方を異にするものたるは疑ひない。曩に主張されたる平等實現の理想は大いに緩和され、經濟關係上に於ける資本主義的不平等を再現する小作契約や雇傭契約も段々自由に行はれ得るものとせられざるを得ざるに至つたことは、共產主義者の理論上の立場を段々苦しくするものであつたが、露西亞の國民經濟を建設する實行上の使命を果すが爲めには、止むを得ざる所となつてしまつたのである。建築は材料に依る、個人主義的な素質の材料を以て完全な共產主義を建設せんとしても容易に棟は上がらなかつたのである。⁴⁾

三 土地整理土地改良及び農家經營規模

立法に次いで重要な事業は、農地の實際的な利用の道を合理的ならしむることに存する。露西亞に在つては革命後廣大な面積に涉つて農地の分配が行はれ、自作的小農地が多數に出來上つたものだから、土地の小分といふ事實が表はれ、さなきだに多少その傾向のあつたものが、更に

4) 以上農業立法に關しては Brutzkus, a. a. O. S. 192-196 末川博氏著『ソヴェトロシアの民法と労働法』一七五——二一九頁「ソヴェトロシアの農業立法」参照

少からず促進さるゝに至つた。従て耕地の整理を行はねばならぬ必要は著明であつて、農民は革命前から之を欲して居たのだから、今や熱心に整理の事業に着手するに至つたが、革命前には一經營に屬する農地が方々に分散して居る不便を除かんために之を整理する費用は大部分政府から支出して居たのに、今や土地整理の費用は農民自ら之を負擔しなければならぬことになつた。そして其事の爲めに費用を要する結果として耕地の實際經營の方面にはとかく十分に資本が廻らなくなり、その經營の合理化の事業を遅らすことゝならざるを得なかつた。

一九二四年の終りまでの間に村落間に於ける土地分配の状態についてその整理の行はれたる面積は四千七百萬 *Desjatn* であつて全露西亞國內の農地總面積の二割三分五厘に當るのである。そして一村落内に於て各農家間の土地分配の整理されたるものは千三百萬 *Desjatn* で全農地の六分五厘に過ぎなかつた。それでもこの事業は革命前に比すればかなり迅速に行はれたのだが、尙ほ當時實際の事情が之を必要とする程度には及ばなかつた。そこで一九二四年には政府は耕地整理の爲めに農民に三百萬留の資金を貸與して事業の促進を計ることにした。然るにも拘らず尙ほ露西亞に於ける耕地の配合の状態は不經濟的なのが多くて、合理的なる耕作經營を妨げて居るのが少くない。たゞその整理の事業の行はるゝにより合理的經營はその前提條件を整へられる次第なれば、事業の進捗につれて經營の合理化は行はれ得べき所とならざるを得ない。

次に土地利用の状態を改善せん爲めには土地改良の事業を行ふことが現今の露西亞に於ては甚だ重要なことたらざるを得ないのだが、その事業の遂行は色々の事情の爲めに妨げられ、とかく抄々しく行はれない。即ち土地改良の爲に用ゐらるべき資本が一般的に欠乏して居るのであつて、政府はその有する資金はそんな方面よりも先づ工業生産の方面に用ゐんとして居るのに、一般農民は元來資本乏しく又資本に多少の餘裕ありども、土地が國有なるため、土地そのものに永久的に投下せらるべき改良費を私財の中から調達せんとは欲しないのである。然し追々農民の地上に於ける権利が確定するやうになつたのと、土地改良の必要が痛切に感せられる結果として、ばつ々々と事業の行はれる傾向を示すに至つた。土地改良組合が方々に組織され、一九二四年にはその數三千六百八十一に達し組合員二十九萬七千を算するに至つた。それに又國民食糧の不足といふ事實は政府を驅りて自ら土地改良の事業に指を染めざるを得ざるに至らしめ、一九二四年には東南地方に於ける饑饉を救ふ爲めに政府は千四百萬留を土地改良費に充てることにした。そして其地方の人民は土地改良事業に對して大いなる熱心を示し所要勞働の凡そ十分の一に當る部分は無償にて行はれる有様を早し、その事人民には物質的にも精神的にも甚大なる効果を及ぼさざるを得なかつた。

總べて斯様な狀況で露西亞に於ては今や農地の整理と改良とが行はれて居るのだが、此等の事

情を十分に理解する爲には、尙ほ露西亞の農地と農業經營との構成状態について、少しく觀察を試むるを要する。前にも述べたやうに一九一七、八年の革命は露西亞内に於ける農地の分配と農業組織とに大變革を與へ、從來の大地主制と大農經營とは姿を消し、小農民的農業が全體の姿を爲すに至つた。試に所謂大露西亞地方に於ける三十二縣の状態について見れば、一九〇五年には全農地面積中その七割六分三厘が自作農地だつたのだが、一九一九年の革命後にはその歩合は九割六分八厘に増加した。小露西亞地方に於ける變化は更に著しく一九〇五年に全農地の五割五分四厘に過ぎなかつた小農地が一九一九年には九割五分に及んだ。

この自作小農地以外の僅かばかりなる農地が國營地と共產團體の共同大經營地と農民産業組合 (Artel's) とに屬するのである。小農民の經營戸數は二千二百萬と註されてある。

そして一農家の經營に屬する耕地の面積は決して一樣ならず、又地方に依つて様子が違つて居るが、概して小面積を經營する者が多數である。試に一九二四年に於ける耕種面積の大きさに依る百分比別表を示せば次のやうな有様だつた。

經 營	西部地方	モスコイ地方	農業中心地域	下ゲオルドン及ナスカ	ウカシア地方	ウクライ	西伯利亞
播種地なきもの	一、四	二、六	一、六	五七、五	一〇、四	四、五	三、七
一 Decist 以下の一毛	一三、〇	二一、四	一一、〇	九、七	八、一	一〇、六	一四、一
作地を經營するもの							

111,0 Desjat.	30,4	35,6	22,6	8,0	11,1	21,0	20,8
2,113,0ク	25,8	22,4	22,4	5,4	11,4	19,0	18,6
3,114,0ク	15,8	10,2	17,1	4,4	10,6	13,4	14,3
4,116,0ク	11,2	6,3	17,2	5,5	16,6	15,2	15,8
6,118,0ク	2,8	1,2	5,6	3,5	11,2	7,2	6,9
8,110,0ク	0,8	0,2	1,7	2,3	6,9	3,8	2,9,0
10,111,6,0ク	0,4	0,1	0,7	2,3	9,2	4,0	21,1
16,1以上	0,0	0,0	0,9	1,2	4,5	1,3	0,5
	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0

西伯利亞には比較的大きな面積を經營する者の割合が多いが、他の諸地方特に西部地方モスコウ地方及農業中心地方に於ては一乃至三 Desjat. の經營面積が最も多き部分を占めて居る有様である。然しこれは革命の結果大なる平均作用の行はれたるに因るものであつて、その平均作用の一端を示すに足るものは、次表である。即ち白人露西亞地方に於ける百の農家中

播種地なきもの

0,111 Desjat. を經營するもの

111ク

213ク

416ク

一九一七年

一九一九年

11,5

6,6

10,3

18,0

18,4

28,9

28,9

29,3

14,7

12,4

六—八	ク	七、四	五、二
八—一〇	ク	三、八	二、一
一〇—一五	ク	三、九	一、四
一五—二二	ク	〇、八	〇、一
二二以上	ク	〇、三	〇、〇
		100.0	100.0

一九一七年の状態に比すれば一九一九年に至つては一 Desjat. 以下の經營を爲すものと一乃至二 Desjat. の經營を爲すものとが著しく増加して、四 Desjat. 以上の經營を爲す者が逆に著しく減少して居る。前表に據るも一乃至二 Desjat. の經營を爲す者の割合が大部分の地方に在つては最大の歩合を占めて居るのと併せ致ふべきである。⁵⁾ (未完)

5) Brutzkus, a. a. O. S. 197-200

A. W. Tschajanoff, Die Landwirtschaft des Sowjetbundes, Berlin 1926, S. 33-35 u. S. 38

數字表はチャヤノフ氏の引用に據る